



平成 25 年 4 月 26 日

各 位

東 京 都 千 代 田 区 麴 町 三 丁 目 2 番 4 号  
会 社 名 株 式 会 社 ス リ ー ・ デ ィ ー ・ マ ト リ ッ ク ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 村 健 太 郎  
(コード番号：7777)  
問 合 せ 先 取 締 役 新 井 友 行  
電 話 番 号 03 (3511)3440

## ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社および当社子会社の従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

今回の発行については、当社および当社子会社の従業員のうち主に前回付与時以降に入社した従業員に対して、中長期的なインセンティブを持たせることを目的としており、当社グループ全体の事業推進やグローバル展開を加速させ、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上を目指して新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の名称

株式会社スリー・ディー・マトリックス 第 12 回新株予約権

##### (2) 新株予約権の割当対象者およびその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社および当社子会社の従業員 2 名に 60 個

##### (3) 新株予約権の総数

60 個

上記総数は、割当予定者であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

##### (4) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類および数は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 200 株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（これらを総称して、以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他目的株式数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(5) 新株予約権と引換えに払込む金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個あたり1,622,000円（1株あたり8,110円）

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成27年4月27日から平成35年4月26日までとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

資本金 48,660,000円

資本剰余金 48,660,000円

(9) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

②本新株予約権者が上記本新株予約権行使の条件により本新株予約権を行使できなくなったときは、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

③本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡により本新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」

という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類  
組織再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権の権利行使期間  
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (12) 新株予約権証券  
新株予約権証券は発行しない。
- (13) 新株予約権の割当日  
平成25年4月27日

以 上